



2025年2月17日

大阪市住之江区役所
区長：藤井 秀明 様

部落解放同盟大阪府連合会
執行委員長 赤井 隆史



抗議文

日頃より、部落問題をはじめとする人権問題の解決に向けて取り組んでおられることに敬意と感謝を申し上げます。

さて、本年2月14日のマスコミ報道によると精神障がいがあるほか、うつ病などをもち、大阪市から生活保護を受けていた男性が、府の迷惑防止条例違反の疑いで逮捕、その後、釈放されましたが、警察に勾留されていた期間は生活保護が停止となっていました。住之江区役所において、再開手続きを求めた住民に対し、担当ケースワーカーが「いつ逮捕されたん」「いつ手錠かけられたん」「もう保護施設でガチガチに出られへんような環境に行った方がええんちゃう」などの発言を浴びせるなど、極めて人権侵害ともいえる不当な発言を行ったと考えます。当該申請者は、担当ケースワーカーの不適切な対応・発言が強い精神的苦痛を与え、自死された要因のきっかけの1つになったことが推察されます。

昨年の7月にも大阪市城東区において、うつ病を患い働けず、電気や水道も止まるほど困窮した20代の女性が生活保護を申請したにもかかわらず、申請が受け付けられずに自死されるという痛ましい事案が発生しました。

生活保護制度は、生存権を保障するためのものであり、行政の不適切な対応によって命が奪われることは断じてあってはなりません。

生活保護は憲法第25条で保障される生存権を実現するための制度であり、申請者は等しく尊厳をもって対応される権利を有します。今回の対応は、福祉行政の本来の役割を逸脱し、人権を踏みにじるものであり、決して許されるものではありません。

このような事態が発生したことを重く受け止め、以下の点について速やかに対応することを求めます。

1. 再発防止策の公表

- 今回の対応の経緯を調査し、公正な第三者機関による検証結果を公表すること。

2. 生活保護行政における人権尊重の徹底

- 生活保護申請者への適切な対応を徹底し、今後このような事案が発生しないよう、全職員に対する人権研修を強化すること。
- 申請者が不当な対応を受けた場合に適切に救済を求められるよう、第三者機関の設置や監視体制の強化を行うこと。

3. 生活保護の適正な運用と「水際作戦」の根絶

- 生活保護の申請を拒否したり、心理的圧力をかけたりする「水際作戦」を厳格に禁止すること。
- 申請者の権利を守るための明確なガイドラインを設け、広く周知すること。

私たち部落解放同盟は、部落差別の根絶とあらゆる人の人権が尊重された社会の実現に向けて、被差別当事者として差別と抗い、幅広い人権運動を展開してきた経験からいえば「いわれなき差別」と「貧困と社会的排除」の問題は密接な関係にあります。あらゆる差別と人権侵害に対して断固として抗議し、今回の事案の責任の所在を明確にすることを求めます。また、住之江区役所において、今後同様の悲劇が繰り返されないよう抜本的な改革を行うことを強く求めます。

本書の内容について、住之江区役所の誠意ある回答を求めるとともに、今後の対応について引き続き注視していきます。

【本件に対する問い合わせ・回答先】

部落解放同盟大阪府連合会

〒552-0001 大阪市港区波除4丁目1番37号HRCビル9階

TEL: (06) 6581-8535

E-mail : furen@mail.hrn.gr.jp